

# Inter alia...



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2017年4月号・配付先限定ニュースレター

## 本号の内容

### PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 2 : 外国為替
- 4 : 資本市場
- 6 : 税金
- 7 : 保険
- 7 : メディアおよび通信
- 8 : 情報技術
- 9 : 雇用
- 9 : 知的財産
- 11 : 訴訟および仲裁

*Inter alia...* は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール [editor.interalia@azbpartners.com](mailto:editor.interalia@azbpartners.com) にてご連絡頂るか、AZB & Partners までお電話ください。



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI: AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL [mumbai@azbpartners.com](mailto:mumbai@azbpartners.com)

ムンバイ MUMBAI: Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL [disputeresolution.mumbai@azbpartners.com](mailto:disputeresolution.mumbai@azbpartners.com)

デリー DELHI: AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL [delhi@azbpartners.com](mailto:delhi@azbpartners.com)

グルガオン GURGAON: Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | India | TEL +91 124 4841300 | FAX +91 124 4841319 | EMAIL [gurgaon@azbpartners.com](mailto:gurgaon@azbpartners.com)

バンガロール BANGALORE: Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL [bangalore@azbpartners.com](mailto:bangalore@azbpartners.com)

プネー PUNE: Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL [pune@azbpartners.com](mailto:pune@azbpartners.com)



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

*Inter alia...*

- ❖ 国際金融サービス・センターにて設立された会社に対する適用免除

## 企業およびSCRA

❖ 認められた複数のサービスを提供できる経済特区に所在する国際金融サービス・センター（以下「IFSC」といいます）にて営業する許可を、インド共和国準備銀行（以下「RBI」といいます）、インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）またはインド共和国保険規制開発庁（以下「IRDAI」といいます）から得ている公開非上場会社と非公開会社（以下「**所定のIFSC入居会社**」）には、2013年インド共和国会社法（以下「**2013年会社法**」）のいくつかの定めが適用されないこととなりました。MCAが、2017年1月4日付の公示に従って認めた全般的な免除により、所定のIFSC入居会社は、いずれも、2013年会社法の下記の定めに従う必要がなくなりました。

- それ以前の募集に伴う割当て手続が未了の時点で新たな私募を開始することを禁じている、条項42(3)の定め。
- 営業開始から1年以内にスウェット・エクイティを発行することを制限している、条項54(1)(c)の定め。
- すべての会社に対し、秘書役による株主総会および取締役会議事録の作成に関する基準に従うよう求めている、条項118(10)の定め。
- 企業の社会的責任に関する条項135の定め。ただしこの定めは、営業開始から5年間に限り適用免除となります。
- 会社が、法定監査人の任命/再任期間を、所定の期間を超える期間とすることを制限している、条項139(2)の定め。
- 取締役のうち少なくとも1名は182日以上インド国内に居住している者でなければならないという取締役の居住年数要件が盛り込まれている、条項149(3)の定め。ただしこの定めは、設立日以降最初の営業年度が終了するまでの間に限り適用免除となります。
- 2層を超える多層構造の投資会社をつづいた投資を禁止している、条項186(1)の定め。

所定のIFSC入居会社の取締役は、条項179(3)に定められている事項を含む事項について、取締役会にて該当決議を可決する方法か、持回り決議による方法のいずれかによりパワーを行使する権限を有することとなります。

前述の全般的な免除に加え、2013年会社法の下記の定めについては、IFSCに入居している公開非上場会社に固有の免除も認められました。

- 優先株主の議決権について制限している、条項47の定め。ただしこの定めは、定款にその旨が定められている場合に適用免除となります。
- 構成員から一般預託金を募る場合に満たすべき条件に関する、条項73(2)(a)から(e)の定め。ただしこの定めは、募集する預託金が、払込済株主資本と任意積立金の総額を超えておらず、募集する預託金の詳細を所定の方法でインド共和国政府企業省会社登記局に申告する場合に適用免除となります。
- 女性取締役を設けるよう求めている、条項149(1)の定め。
- 定期交代により公開会社の取締役を退任させるよう求めている、条項152(6)の定め。
- 監査委員会、指名委員会および報酬委員会または利害関係者委員会の設置を求めている、条項177および178の定め。
- 関連当事者取引に対する取締役会の同意に関する、条項188(1)の定め。
- 常勤取締役、(社長兼)業務執行取締役または他の経営陣を任命するよう求めている、条項196(4)の定め。
- 経営陣に支給する報酬について制限している、条項197の定め。

## 外国為替

- ❖ 資金洗浄対策に非協力的な国および地域として指定されている国に対する対外直接投資の禁止

❖ RBIは、2017年1月2日付の公示をもって、2004年インド共和国外国為替管理法施行規則「有価証券の譲渡または発行」を改正し、OECD金融活動作業部会が「資金洗浄対策に非協力的な国および地域」として指定した国（またはRBIが随時公示する国）にて直接または間接的に設立または買収された事業体に対しインドの当事者が投資することを制限しました。

- ❖ FEMA20の改正

❖ RBIは、一連の公示をもって、2000年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外居住者による有価証券の譲渡または発行」（以下「**FEMA20**」）を改正しました。一連の公示に基づき、以下に要約してあるような主要な改正が為されました。

- 新興企業によるコンバーチブル・ノートの発行**：RBIは、2017年1月10日付の公示（以下「**1月の**

公示」といいます)をもって、インドの新興企業<sup>1</sup>(以下「**該当新興企業**」といいます)によるコンバーチブル・ノートの発行について定めました。「コンバーチブル・ノート」とは、「当初は借入金となるものの、コンバーチブル・ノートの発行日から5年を超えない期間内に所定の事象が発生した場合には、該当証券に明記されている合意済の条件に従い、保有者が選択した方法(現金で償還する方法、または自社の一一定数の株式に転換する形で償還する方法)により償還される金銭を受領した証として新興企業が発行する証券」をいいます。



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

*Inter alia...*

FEMA20に新たに盛り込まれた規則6Dには、関連する下記のような条文が定められています。

- (a) インド国外居住者(パキスタンもしくはバングラディッシュの国民である自然人、またはいずれかの国において登記されている/設立された法人は除く)は、シングル・トランシェあたり2,500,000ルピー(約39,000米ドル)を超える額の調達を目的に新興企業が発行するコンバーチブル・ノートを購入できる。
  - (b) 対印投資に政府承認が必要なセクターにて営業している新興企業は、政府承認が得られた場合に限り、非居住者に対しコンバーチブル・ノートを発行できる。
  - (c) コンバーチブル・ノート償還のための株式発行は、FEMA20の付属明細書1に従って実施するものとする。
  - (d) 非居住者に対しコンバーチブル・ノートを発行する新興企業は、銀行を通じた被仕向送金、または2016年インド共和国外国為替管理法施行規則「預金」に従い開設されており、要件が満たされた時点または6か月以内の時点のいずれか早い方において閉鎖される、非居住者の対外口座/非居住者の外貨建て(銀行)口座/エスクロー口座への入金のみにより発行対価を受け取る必要がある。
  - (e) 非居住者であるインド人は、本国送金を目的としない場合に、FEMA20の付属明細書4に従いコンバーチブル・ノートを取得できる。
  - (f) インド国外居住者は、該当する移転が、RBIが定めている価格決定に関する指針に従って為される場合に限り、インド国内外に居住する者との間で、売却により、コンバーチブル・ノートを取得または移転することができる。
  - (g) コンバーチブル・ノートを発行する新興企業は、RBIが定めている報告書を提出する必要がある。
- ii. **インフラ開発会社に対する対印投資**: 1月の公示では、FEMA20の付属明細書1に基づく商品取引所における対印直接投資(以下「**FDI**」といいます)に関する条件も改正され、証券取引市場(すなわち、証券取引所、商品デリバティブ取引所、証券保管振替機関)におけるインフラ開発会社に対する投資に関する条件と統合されました。1月の公示では、主に下記のような主要な改正が為されました。
- (a) 対印間接ポートフォリオ投資家(以下「**FPI**」といいます)による投資を含む、商品取引所におけるFDIには、インド共和国政府(以下「**GoI**」といいます)およびSEBIが公表している指針に加え、RBIが定めている指針が適用されることとなります。
  - (b) 証券取引市場における他のインフラ開発会社に対する投資には、SEBIが公表している指針に加え、GoIおよびRBIが定めている指針が適用されることとなります。
  - (c) FII/FPIによる、商品取引所における投資または流通市場のみを通じたインフラ開発会社に対する投資を認めていた旧条件が削除されます。
  - (d) 非居住者による商品取引所における投資に適用されていた、株式の5%までという上限が撤廃されます。

2016年6月7日付の対印直接投資総合政策(以下「**FDI政策**」といいます)も、2017年2月20日付の2017年度プレス・ノート第1号をもって改正され、1月の公示の内容と整合されました。

- iii. **LLPに対するFDI**: RBIは、2017年3月3日付の公示をもって、FEMA20の規則5(9)と付属明細書9を改正し、有限責任パートナーシップ(以下「**LLP**」といいます)に対するFDIの自由度をさらに高めました。FDIを受ける会社は、(a) 当該会社が100%を上限とする自動承認ルートでのFDIが認められているセクターにて営業している会社の場合であって、(b) FDIに関する業績条件が存在しない場合に、自動承認ルートでLLPに転換できることとなります。改正前における会社の転換は、自動承認ルートでのみ認められていました。FEMA20の付属明細書9に定められていた古い「他の条件」もすべて撤廃されたため、主に下記のような主要な変更が生じることとなります。
- (a) 改正前においては、FDIを受けるLLPの指定パートナーは「インド居住者」であるという条件を満たす者でなければならず、2013年会社法に基づきインドで設立登記された会社以外の法人がFDIを受けるLLPの指定パートナーとなることは認められていませんでしたが、これらに関する条件が撤廃されたため、FDIを受けるLLPは、2008年LLP法の、指定パートナーの任命に関する定めのみに従えばよいこととなります。

1 2013年会社法に基づき設立された非公開会社で、インド共和国政府商工省産業政策促進局が2016年2月17日に公表した公示である一般制定規則180(E)に当該会社として定められている会社。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- (b) 改正前においては、指定パートナーはLLPに対するFDIの条件に従う責任を負い、何らかの違反行為を根拠にLLPに対し課されたあらゆる制裁について法的責任を負う必要がありましたが、これに関する条件は付属明細書9から削除され、対応する定めが改正後の付属明細書9に盛り込まれることもありませんでした。
- (c) LLPによる対外商業借入（以下「**ECB**」といいます）の利用を禁じる表現自体は削除されましたが、現行のECBに関する指針自体は、LLPによるECBの利用を認めるような内容に改正されていないため、現行のECBに関する指針が改正されるまでは、LLPによるECBの利用は認められないこととなります。

iv. **電子商取引（業者）に対するFDI**：インド共和国政府商工省産業政策促進局は、2016年3月29日付の2016年度プレス・ノート第3号（以下「**プレス・ノート第3号**」といいます）をもって、在庫販売型電子商取引モデルの電子商取引（業者）に対するFDIは認められない旨と、マーケットプレイス型電子商取引モデルの電子商取引（業者）に対するFDIは、所定の条件を満たすことで、自動承認ルートで100%まで認められる旨を定めました。プレス・ノート第3号をもって変更された主な事項の概要は、2016年4月号の「Inter Alia」に記載されています。RBIは、2017年3月9日付の公示をもってFEMA20を改正し、プレス・ノート第3号による変更の内容と整合させましたが、基準値となる、特定のベンダーまたはそのグループ会社を源泉とする売上げの25%は、関連営業年度における売上高を基に計算すべき旨を明示するという方法で、プレス・ノート第3号にも軽微な変更を加えました

## 資本市場

- ❖ 2009年SEBI規則「株式発行および開示要件」の改正
  - ❖ SEBIは、2017年2月15日に、2009年SEBI規則「株式発行および開示要件」（以下「**ICDRに関する規則**」といいます）を主に下記のように改正すると公示しました。
    - i. ICDRに関する規則の規則70には、優先発行について定めている章の条項が適用されない状況が定められています。当該状況の1つには、1956年インド共和国会社法の条項391から394に基づき高等裁判所が承認したスキーム、または2013年会社法の条項230から234に基づきインド共和国国内国会社法審判所（以下「**NCLT**」といいます）が承認したスキームに従い優先発行が為される状況があります。今回の改正では、当該スキームに基づく株式の割当てが、選ばれた株主グループまたは非上場会社の株主に対してのみ為される場合、当該スキームに基づく株式の発行には、優先発行の価格決定に関する定めが適用される旨が明確にされました。
    - ii. また今回の改正では、証券取引法に基づく法的責任を果たさなかったことに加え、ICDRに関する規則の定め違反した上場会社または同社と関係のある他者に対し、制裁を科す、取引を停止する、発起人等/発起人等のグループが証券保管振替機関を通じて保有している指定有価証券を凍結する、および/またはSEBIが指定できる他の法的措置を講じるという方法で法的措置を講じる権限が証券取引所に付与されます。さらに、所定の期間内に当該制裁に伴う罰金等が支払われない場合、証券取引所が、書面による通知を経て法律に基づく他の法的措置を開始する可能性もあります。
- ❖ 1993年SEBI規則「ポートフォリオ・マネージャー」の改正
  - ❖ SEBIは、2017年1月2日付の公示をもって、1993年SEBI規則「ポートフォリオ・マネージャー」（以下「**PMに関する規則**」といいます）を改正し、適格外国投資ファンドに対しサービスを提供したいファンド・マネージャーの登録に関する有効な枠組みを定めました。これにより、「適格ファンド・マネージャー」に関する新たな章が盛り込まれ、特に、適格ファンド・マネージャーの登録手続、義務および責任について定められました。今回の改正の内容に従い、SEBIは、既存のポートフォリオ・マネージャーと新規登録申請者が、1961年インド共和国所得税法（以下「**ITA**」といいます）の条項9A(4)に定められている要件に従い「適格ファンド・マネージャー」として活動することを認めました。適格ファンド・マネージャーについては、PMに関する規則のいくつかの定めが免除されます。
- ❖ 2014年SEBI規則「行政手続および民事手続に係る争いの和解による解決」の改正
  - ❖ SEBIは、2017年2月27日付の公示をもって、2014年SEBI規則「行政手続および民事手続に係る争いの和解による解決」を改正しました。具体的には、下記のようないくつかの主要な改正が為されました。
    - i. 遅滞が生じた場合、和解申立人は、当該遅滞の容赦を申請する必要があるとあり、和解申立人が支払うべき和解手数料は、年利6%の単利計算で産出される額だけ増額されることとなります。
    - ii. 過去にSEBIが否認するか和解申立人が取り下げた、不履行の和解による解決の申立てについては、例外的な状況（不履行の発生から一定の時間が経過している、申請人にとって重要な証拠が得られた等）にあり、高等諮問委員会が勧告した追加の手数料および/または利息が支払われている場合、その検討を再度申し立てることができることとなります。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- iii. 和解額は、支払請求通知の受領日から15暦日以内に支払う必要がありますが、常任委員会は、この期間を、支払請求通知の受領日から90暦日を上限として15暦日単位で延長できることとなります。30暦日から90暦日までの期間中に送金が為された場合、通知日から和解額支払日までの期間に応じて年利6%で計算された利息が加算されることとなります。和解申立人が前述の期間内に和解額を送金しなかったおよび/または関連する義務の履行や放棄を為さなかった場合、SEBIは申立てを遅らせることができることとなります。
- iv. 和解対象から明示的に除外されている事件である場合を除き、訴えの内容や蓋然性の高い措置が明示されている和解に関する通知は、通知受領日から15暦日以内に和解による解決を申し立てる機会が与えられるよう、出廷抗弁命令前に発行できますが、SEBIには、通知内容を不服として提起される強制執行措置を修正する法的権限が付与されることとなり、通知により、和解を求めたり強制執行措置を回避したりできる権利が付与されることはないこととなります。
- v. 自発的なまたは自らの判断による申立てに適用される、訴訟の段階に応じた換算係数は、現行の0.75ではなく0.65となります。

❖ SEBIは、2017年2月15日付の公示をもって、2015年SEBI規則「上場会社が果たすべき義務および開示すべき事項」(以下「**LODR**」といいます)を改正しました。LODRの規則37には、組織整理スキームを実施したいと考えているか、当該スキームに関与している上場会社は、1956年インド共和国会社法または2013年会社法に基づき当該スキームを提出する前に、当該スキームの草案を関連証券取引所に提出して、当該取引所から、スキームについて異議/所見のないことを証する書面を入手する必要があると定められています。SEBIは、今回の改正をもって、規則37の定めは、開示のためにスキームの草案が証券取引所に提出されている場合、持株会社がその完全所有子会社を吸収合併することのみを目的とするスキームには適用されないと決めました。

❖ 2017年SEBI改正規則「上場会社が果たすべき義務および開示すべき事項」

❖ SEBIは、2017年2月27日付の公示をもって、2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」の定めを改正し、登録済のFPIが、(i) インド共和国政府企業省公表の指針に従い、インド企業発行の未上場非転換社債(以下「**NCD**」といいます)/債券に投資することと、(ii) 証券化負債性金融商品(銀行、金融機関またはノンバンク(以下「**NBFC**」といいます)を原資産所有者とする資産の証券化のために設立された特別目的事業体発行の証券/商品や、上場証券化負債性金融商品を含みます)に投資することを認めました。加えてSEBIは、2017年2月28日付の通達をもって、NCD/債券である未上場社債に対するFPIの投資には、満期までの残存期間が最低でも3年のものでなければならないという条件と、投資金の最終用途は「不動産事業」、資本市場および土地の購入でなければならないという制約が伴うことを明らかにしました。またSEBIは、証券化負債性金融商品に対するFPIの投資には、満期までの残存期間が最低でも3年のものでなければならないという条件が伴わないことも明確にしました。さらにSEBIは、未上場社債や証券化負債性金融商品に対する投資については、随時に定められる社債への投資上限(現時点では2兆4,432億3,000万ルピー(約380億米ドル)の範囲内で総額3,500億ルピー(約54億米ドル)まで認められることも明確にしました。

❖ SEBIが、FPIによる未上場社債および証券化負債性金融商品への投資を許可

過去においては、RBIも、2016年10月24日付の公示をもって、前述の改正に対応する改正をFEMA20に加え、2016年11月17日付の通達をもって、FPIによる前述の投資に適用される類似の条件を定めました。RBIによるこれらの公示の概要は、2017年4月号の「Inter Alia」に記載されています。

最後に、SEBIは、「外国人投資家向けデリバティブ商品」の定義も改正して、FPIが、保有する未上場社債または証券化負債性金融商品を原資産とする当該デリバティブを発行することも認めました。

❖ SEBIは、2017年3月23日付の通達をもって改正された、2017年3月10日付の通達(以下「**各種スキームに関する通達**」といいます)をもって、SEBIが2015年11月30日に公表した、上場会社が関与している組織整理、吸収/新設合併および減資のスキームに適用される規制の枠組みに関する通達(以下「**2015年の通達**」といいます)の内容を置き換えました。各種スキームに関する通達により、下記のようないくつかの主要な改正が為されました。

❖ SEBIが組織整理等のスキームに適用される規制の枠組みを改正

- i. 各種スキームに関する通達の内容は、親会社とその完全所有子会社を吸収合併することのみを目的とするスキームには適用されないこととなりますが、当該スキームの草案は、開示により証券取引所に提出しなければならず、証券取引所は、当該スキームに関する書類を自らのウェブサイトにて公開しなければならないこととなります。
- ii. 前述のスキームに基づき選ばれた株主グループまたは非上場会社の株主に対して株式を発行する場合には、ICDRに関する規則の第VII章に盛り込まれている価格決定に関する定めに従わなければならないこととなります。価格決定計算に用いられる「基準日」は、該当スキームが承認された取締役会の開催日となります。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- iii. 上場会社の一般株主の過半数から承認を得るべき状況の範囲が拡大され、下記の状況も含まれることとなります。
  - (a) 未上場会社の吸収合併を伴うスキームにより、スキーム実行前における、上場会社の一般株主の議決権付株式が、未上場会社/分離先会社においては、消滅会社の総資本の5%を超えて減少することとなる状況。
  - (b) スキームが、上場会社の特定事業<sup>2</sup>のすべてまたは実質的にすべての移転を伴うもので、当該移転の対価が上場株式ではないような状況。
- iv. 上場会社は、郵便投票の選択肢を付与する必要はなく、電子投票の選択肢のみ付与すればよいこととなります。
- v. 上場会社と未上場会社の間での組織整理等のスキームには、下記の条件が適用されることとなります。
  - (a) スキーム実行前における、上場会社の一般株主と、未上場会社の適格機関投資家である買主の持株比率が、スキーム実行後の分離先会社における株主構成においても、25%以下とならないこと。
  - (b) 上場会社は、株主に説明書を送付してスキームの承認を求め一環として、スキームに関する未上場会社の重要な情報を、ICDRに関する規則の付属明細書VIIIパートDに定められている、要約目論見書に適用される様式で開示する必要があること。この開示事項は、SEBIに登録しているマーチャント・バンクから認証を受けており、該当証券取引所のウェブサイトにアップロードされるものでなければなりません。
  - (c) 未上場会社と上場会社の吸収合併は、当該上場会社が、全国に取引用の端末を配置している証券取引所に上場している場合に限り認められること。
- vi. 上場会社の特定部門を未上場会社に分離し、その後当該未上場会社が上場することを伴うスキームに固有の条件である、1957年インド共和国有価証券契約規則に定められている上場に関する定め厳格な強制の軽減を求める場合に適用される条件が、下記のように改正されます。
  - (a) スキーム実行前における、上場を希望している未上場会社の株主資本のロックアップ(売却禁止)期間に固有の条件は、スキーム実行後の未上場会社における株主構成が、上場会社における株主構成とまったく同じ場合、適用されないこととなります。
  - (b) スキーム実行前において、発起人等でない者が保有していた、上場を希望している未上場会社の株主資本のロックアップ(売却禁止)期間は、当該未上場会社の株式上市日から1年間(改正前は3年間)となります。
- vii. SEBIに提出したスキームの草案の変更は、SEBIから書面による承認を得ない限り認められませんが、この要件は、他の規制機関、当局またはNCLTから要求されている変更には適用されないこととなります。
- viii. 上場会社は、スキーム認可後に、上場会社/未上場会社/分離先会社の払込済株主資本の中で最も高額な資本の0.1%に相当する手数料を、50万ルピー(約7,800米ドル)を上限としてSEBIに支払わなければならないこととなります。

各種スキームに関する通達の定めは、すでに証券取引所に提出されており、引き続き2015年の通達が適用されるスキームには適用されません。

## 税金

### ◆ 2017年度予算案

- ◆ 2017年度予算案により、下記のようないくつかの主要な改正がITAに加えられました。
  - i. 優先株式から普通株式への転換は、株式移転としてみなされないこととなり、キャピタル・ゲイン免税の対象となります。また、優先株式の取得原価と保有期間は、転換により取得する普通株式に帰属することとなります。
  - ii. 会社の株式の移転に起因する長期キャピタル・ゲインに賦課される有価証券取引税(以下「STT」といいます)の免税制度は、当該株式の取得もSTTの賦課対象であった場合に限り利用できることとなります。また、いくつかの真正な取引(上場会社によるIPO、追加公募、無償割当てまたはライツ・イシューに伴う取得や、非居住者によるFDI政策に基づく取得等)を保護するため、GoIが提案されている、STTの賦課に関する条件が取得時に適用されないような移転について公示する予定です。
  - iii. 未上場株式の移転対価が、所定の方法で算定された公正市場価格(以下「FMV」といいます)を

2 特定事業とは、2013年会社法の条項180(1)(a)(i)に定義されている事業で、該会社による投資額が、前営業年度における連結純資産または連結総所得の20%を超えているような事業をいいます。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- 下回っている場合、当該FMVが、キャピタル・ゲイン計算時における移転対価の合計価額としてみなされることとなります。
- iv. 非居住者が、FII/カテゴリー-Iまたはカテゴリー-II FPIの立場で直接または間接的に保有している投資には、間接移転に関する定めが適用されないこととなります。
  - v. 国内移転価格に関する定めは、取引当事者のいずれかが免税制度を利用できる場合に限り適用されることとなります。
  - vi. みなし贈与に賦課される税金の範囲が拡大され、特定の自然人が、自らの親類のみを受益者として設けた信託に対し金銭または資産を拠出する場合を除くすべての「人」および「財産」に適用されることとなります。

❖ インド共和国連邦議会の下院が、2017年3月29日に、(i) 2017年インド共和国政府物品サービス税法、(ii) 2017年インド共和国総合物品サービス税法、(iii) 2017年インド共和国連邦直轄領物品サービス税法 および (iv) 2017年インド共和国物品サービス税「州政府に対する税収補償」法案からなる4つのGST関連法案を可決しました。これらの法案については、インド共和国連邦議会の上院でも審理される予定です。インド共和国州政府物品サービス税法も各州の議会に提出されることとなっています。またGoIは、GSTに関する8つの規則（複合課税規則、評価規則、移行規則、仕入税額控除規則、改正タックス・インボイス規則、改正納付規則、改正還付規則、改正登録規則および改正申告規則）も2017年4月1日に公表し、各利害関係者からのコメントを求めました。

❖ 下院がGST関連法案を可決

## 保 険

❖ IRDAIは、以前、2016年IRDAI規則「保険代理人および保険仲介人に対する手数料、報酬または報奨の支払い」（以下「**報奨等に関する規則**」といいます）に関する一定の事項について明確化するための公示を実施しました。報奨等に関する規則の規則5(f)を素直に読むと、保険会社が、(a) 報奨等に関する規則、(b) 2013年IRDAI規則「ユニット・リンク/変額保険商品」、(c) 2013年IRDAI規則「非ユニット・リンク/変額保険商品」、または(d) 損害保険会社に適用される、損害保険商品の承認申請手順に関する指針のいずれかに基づき定められている/認められている最低の手数料水準を超える手数料または報酬を支払うことは制限されるように読めます。このためIRDAIは、保険会社が支払う手数料または報酬の料率は、(i) 報奨等に関する規則に定められている最大料率、または(ii) IRDAIが他の規則もしくは指針に基づき承認した他の手数料もしくは報酬の料率のいずれか高い方を超えない料率でなければならないことを明確にしました。

❖ IRDAIが、保険代理人/保険仲介人に対する報奨等に関する規則について明確にするための公示を実施

## メディア および 通信

❖ インド共和国電気通信規制庁（以下「**TRAI**」といいます）は、2017年3月3日に、特に放送事業者および配信プラットフォーム運営会社によるテレビ・チャンネルの価格決定に適用される2種類の規則[すなわち、2017年（第八改正）TRAI規則施行令「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）料金」（以下「**料金施行令**」といいます）および2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）」（以下「**相互接続規則**」といいます）]を公表し、価格決定およびアドレスサブル・システムに適用されているいくつかの関連規則を無効にしました。

❖ 放送およびケーブル・サービスに関するTRAIの料金施行令および相互接続規則

料金施行令および相互接続規則は、放送事業者や配信プラットフォーム運営会社が請求する料金の枠組みを定めており、各種放送事業者間での取決めにも適用される他、特に下記についても定めています。

(i) 放送事業者は、個別チャンネルの最大小売価格を毎月公表する必要がある旨、(ii) 配信プラットフォーム運営会社が、ネットワークごとの設備利用料として各チャンネルにつき請求できる額、(iii) 放送事業者および配信プラットフォーム運営会社が一連のチャンネルについて請求できる料金の請求方法、ならびに(iv) 放送事業者および配信プラットフォーム運営会社が適用できる割引や受託放送料の適用方法。

TRAIがテレビ・チャンネル・コンテンツの価格決定規制権限を有することを不服として、Star IndiaとVijay Televisionが、マドラス高等裁判所（以下「**マドラス高裁**」といいます）に対し令状請願を提起しました。インド共和国最高裁判所（以下「**インド最高裁**」といいます）は、この法的手続の係争中



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

- ❖ 放送およびケーブル・サービスに適用されるサービス品質および視聴者保護基準に関するTRAI規則
- ❖ インフラ・プロバイダー・カテゴリ-Iの登録に関する改正指針
- ❖ ネットワーク中立性に関する市中協議案
- ❖ 周波数利用料や暫定調整後収入に関する勧告
- ❖ 電気通信機器の試験結果およびセキュリティ認証取得期限の延長

に、TRAIが各種規則（料金施行令および相互接続規則を含みます）の公示を継続することを認め、各規則の公示に伴い新たに生じた訴因たる事象の解決はマドラス高裁に対し付託できる事実を認定しました。

❖ TRAIは、2017年3月3日に、2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）におけるサービス品質および視聴者保護（アドレスサブル・システム）」（以下「サービス品質規則」といいます）を公表し、2007年TRAI規則「直接衛星放送事業におけるサービス品質および苦情解決に関する基準」、2012年TRAI規則「サービス品質基準（デジタル・アドレスサブル・ケーブル・テレビ・システム）」ならびに2012年TRAI規則「視聴者からの苦情の解決（デジタル・アドレスサブル・ケーブル・テレビ・システム）」を無効にしました。このサービス品質規則は、特に、必ず配信すべき個別チャンネルや一連のチャンネル、配信プラットフォーム運営会社のウェブサイトのメンテナンス、視聴者の接続中止権に関する要件について定めることにより、どのプラットフォームにおいても共通のサービス品質基準が適用されるような枠組みを提示するために公表されたものです。

❖ インド共和国政府通信省電気通信局（以下「DoT」といいます）が、2017年1月13日に、インフラ・プロバイダー・カテゴリ-I<sup>3</sup>（以下「IP-I」といいます）の登録に関する改正指針を公表して、FDI政策の関連条項を盛り込みました。IP-Iに対しては、100%（自動承認ルートの場合49%）を上限とするFDIが認められます。この指針には、IP-Iである事業者に対する直接および間接対印投資は、いずれも、FDI比率の計算時に考慮されると明記されています。

❖ 過去に公表した市中協議案の協議を促すため、TRAIは、「ネットワーク中立性に関する市中協議案」を2017年1月4日に公表し、インドにおけるネットワーク中立性の中核を為す原則、特定の電気通信サービス・プロバイダー（以下「TSP」といいます）が提案している事業について検討する場合に認められる、ネットワーク中立性に関する例外、ネットワーク中立性に関する問題の取扱いに対する政策や規制のアプローチ、利用者のプライバシー保護や国防のために講じるべき予防措置といった事項に対処しました。

❖ TRAIは、2017年3月7日に、周波数利用料（以下「SUC」といいます）を、インターネット・サービス・プロバイダー（以下「ISP」といいます）および超小型衛星通信地球局運営事業者が保有している周波数の量を基に、調整後総収入の一定割合とすることに関する勧告を公表しました。TRAIは、指定帯域の周波数をその管理方針に基づきISP事業免許取得事業者に割り当てることに関しては既存の管理体制を継続することと、ISP事業免許取得事業者に対するSUCの請求と当該事業者によるSUCの支払いは毎年実施するという既存の原則を維持することを、DoTに対し勧告しました。

またTRAIは、SUCや、ISP事業免許取得事業者がDoTから免許/承認/許認可を取得する場合に支払うべき他の料金に代表される各種徴収金/料金の支払いをオンラインで受けられるようにするための取決めを為すことと、ワンストップ許認可窓口を通じてISP事業免許取得事業者に承認や他の許認可を付与できるような包括的かつ総合的なオンライン・システムを設けることも、DoTに対し勧告しました。

❖ DoTは、2017年4月6日付の公示をもって、インド国内の機関/試験施設から、電気通信機器の試験結果およびセキュリティ認証（以下「TTSC」といいます）を取得すべき期限を、2018年4月1日まで延長しました。TSPが国際長距離および国内長距離電気通信事業免許を取得するには、自社の電気通信網に各ネットワーク要素を導入する前に、当該要素についてTTSCを取得する必要があります。TSPは、インド国内の正規認定機関/試験施設から当該TTSCを取得する必要があります。

## 情報技術

- ❖ 忘れられる権利

❖ カルナータカ州高等裁判所（以下「カルナータカ州高裁」といいます）は、2017年1月23日に、忘れられる権利に関する「Vasunathan 対 登録局長官、カルナータカ州高等裁判所 および その他関係者」事件<sup>4</sup>において所定の命令を下しました。本事件においては、原告の娘が過去に解消した婚姻の詳細が含まれているあらゆる訴訟記録（訴訟名一覧を含む）や、原告の娘の元夫が提起した刑事訴訟手続において裁判所が下した命令の記録に含まれている原告の娘の名前を匿名化することを求めるための令状申請がカルナータカ州高裁に提起されました。この匿名化は、娘の社会的評判や現在の夫との関係を守るために求められたものでした。

高裁は、登録局ではパブリック・ドメインにて誰でも利用できるインターネット検索（訴訟名一覧とは別に実行できる、命令書またはその本文内での検索を含む）において原告の娘の名前が匿名化されるよう努力しているという見解を示しました。この見解は、女性が当事者となるため概して慎重に扱うべき事

3 ダーク・ファイバー、通行権のある道路、ダクト・スペースおよびタワー等を提供するインフラ・プロバイダー。

4 2016年度令状請願第62038号（一般諸事件-回復関連）、2017年1月23日付命令



件や、強姦と関係があるか、当事者の淑やかさや評判に影響を及ぼすような事件において、「忘れられる権利」の原則を踏襲している他の多くの法域における先例に沿って示されたものでした。



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

## 雇 用

❖ インド共和国政府労働雇用省（以下「**労働雇用省**」といいます）の2017年3月31日付の公示と、2017年4月3日付の改正をもって、2017年インド共和国（改正）出産給付法（以下「**改正出産給付法**」といいます）の条項（ただし、託児所の提供に関する条項4（1）は除きます）が2017年4月1日に発効しました。改正出産給付法の下では、養育すべき子どもを2人以上有する女性は12週間の育児休暇を取得できることを条件として、有給の育児休暇期間が12週から26週に増えることとなります。また改正出産給付法では、（代理母への）依頼母や、合法的に養子として受け入れた3歳未満の子どもを養育する母も12週間の有給育児休暇を取得できると定めています。さらに改正出産給付法では、職務の内容によっては、雇用主と女性従業員の双方が合意した条件に従うことで、女性従業員が育児休暇後に「在宅勤務」を選択できることも認めています。

託児所の提供に関する条項4（1）は2017年7月1日に発効する予定です。改正出産給付法では、従業員を50名以上雇用している者に対し、女性従業員が1日あたり4回まで利用できる託児所を設けることを求めています。

❖ 労働雇用省は、2017年2月21日付の公示をもって、各種労働関係法の遵守および確報に基づく記録簿の保持を容易にするための2017年規則（以下「**本件規則**」といいます）を公示し、各種労働関係法の遵守や、各法が求めている方法に従い電子的にまたは他の方法で為すべき統合記録簿の保持の容易化を促しました。本件規則では、（a）1998年インド共和国建物工事およびその他建設作業従事者に適用される雇用規則および役務条件法施行規則、（b）1971年インド共和国契約労働者制度の規制および廃止法施行規則、（c）1976年インド共和国報酬均等法施行規則、（d）1980年インド共和国州際出稼ぎ労働者に適用される雇用規則および役務条件法施行規則、（e）1955年インド共和国鉱業法施行規則、（f）1950年インド共和国最低賃金法施行規則、（g）1968年インド共和国空輸事業者による賃金の支払い法施行規則、（h）1956年インド共和国鉱業者による賃金の支払い法施行規則、（i）1938年インド共和国鉄道事業者による賃金の支払い法施行規則、（j）1976年インド共和国販促担当従業員に適用される役務条件法施行規則、ならびに（k）1957年インド共和国ジャーナリストとして働く者に適用される役務条件および雑則法施行規則に基づき保持すべき統合記録簿について定めています。各記録簿を電子形式で保持する場合、そのレイアウトや表示は、記録簿各列の整合性、シリアル番号およびコンテンツが変化しない限り、調整できます。

❖ 2017年インド共和国（改正）  
出産給付法

❖ 各種労働関係法の遵守および  
確報に基づく記録簿の保持を  
容易にするための2017年規則

## 知的財産

❖ 2017年3月6日に発効し、2002年インド共和国商標法施行規則（以下「**2002年TM法施行規則**」といいます）と置き換わることとなる、2017年インド共和国商標法施行規則（以下「**2017年TM法施行規則**」といいます）により、下記のようないくつかの主要な改正が為されました。

- i. ブランド所有者が、登録局に対し、「周知」商標判定を申請できる仕組みが初めて盛り込まれます。
- ii. 2017年TM法施行規則に、音標登録について明示的に定められます。
- iii. 「異議申立て」の定義が改正され、審理中の商標登録申請に対する異議申立てだけでなく、登録済商標の変更に対する異議申立てや、インドが指定国である国際登録の保護を認めることに対する異議申立ても含まれることとなります。
- iv. 登録申請日前に、特定の商標の使用に対し申立てが提起された場合、申請人は、当該使用は正当なものであるという宣誓供述書と証憑書類を提出する必要があります。
- v. 公的な商標登録手数料が実質的に値上げされますが、小規模企業、新興企業および個人ならびに電子申請については値引きが適用されます。
- vi. 商標登録申請の優先処理制度が、審査や他の手続（審査結果報告への対応、出廷抗弁／聴取、公開および異議申立てといった手続）を含む手続に設けられます。
- vii. テレビ会議による聴取が可能になる他、電子メールによる書類送達が認められます。
- viii. 当事者が請求できる延期の回数が2回までに制限され、延期期間も30日までに制限されます。

❖ 2017年インド共和国商標法  
施行規則



AZB & PARTNERS  
ADVOCATES & SOLICITORS

## Inter alia...

### ❖ 2017年インド共和国医薬品 化粧品法施行規則「医療機器」

ix. 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書に基づく商標登録に適用される新たな定めが盛り込まれます。

❖ インド共和国政府保健家族福祉省（以下「MHFW」といいます）が2017年1月31日に公示した、2018年1月1日発効の2017年インド共和国医薬品化粧品法施行規則「医療機器」（以下「MDに関する規則」といいます）には、主に下記のような特筆すべき事項が盛り込まれています。

- i. **医療機器の定義**：「医療機器」とは、「(a) 1940年インド共和国医薬品化粧品法（以下「DCA」といいます）の条項3 (b) (i) に定められている、体外診断用装置や、外傷用医薬品、外科用包帯、外科用ステーブル、外科用縫合糸、結紮糸、抗凝血凝固性のまたは非抗凝血凝固性の血液および血液成分収集袋、(b) DCAの条項3 (b) (ii) に定められている、物理的な避妊具（コンドーム、子宮内避妊器具、卵管用避妊リング）、殺菌剤および殺虫剤含む機器、ならびに (c) インド共和国政府DCAの条項3 (b) (iv) に基づき随時公示する機器をいう」と定められています。
- ii. **医療機器の分類**：MDに関する規則では、リスクに応じて医療機器を分類しており、(a) 低リスクの機器をクラスA、(b) 低中程度のリスクの機器をクラスB、(c) 中高程度のリスクの危機をクラスC、また (d) 高リスクの機器をクラスDに分類しています。
- iii. **インド共和国規格協会またはMHFW策定規格への適合**：該当する規格が定められていない機器については、国際標準化機構、国際電気標準会議または国際薬局方の規格に適合させる必要があります。前述のいずれの規格も存在しない機器については、メーカーが検証済みの規格に適合させる必要があります。
- iv. **免許の仕組み**：クラスAおよびBに属する医療機器の販売または流通を目的とする製造の免許は、州の免許交付当局が交付することとなりますが、クラスCおよびDに属する医療機器に係る免許や、クラスを問わない医療機器の輸入免許は、インド共和国政府の免許交付当局が交付することとなります。
- v. **免許の期間**：MDに関する規則に基づき新たに交付される免許は、製造免許が輸入免許にかかわらず、取り消されるか放棄されるかしない限りは、必要な免許維持手数料が支払われる限り永久に有効な免許となります。
- vi. **耐用年数**：耐用年数は、機器に関する技術的なパラメーターを踏まえて決定されることとなりますが、通常は、製造日から60か月を超えない期間となります。またMDに関する規則には、主張されている耐用年数や、輸入日における残存耐用年数の割合に応じて変化する、各医療機器の輸入に関する制約についても盛り込まれています。

### ❖ 冠動脈ステントが価格規制 対象に

❖ インド共和国政府化学肥料省（以下「MoCF」といいます）薬事庁国家医薬品価格決定局（以下「NPPA」といいます）が、2017年2月13日公示の官報をもって冠動脈ステントの上限価格を固定するための命令を発したため、その内容に従い、ベア・メタル・ステントの付加価値税抜き上限価格が1ユニットあたり7,260ルピー（約110米ドル）に設定され、（金属製DESや生体吸収性スキャフォールド/生体吸収性ステントを含む）薬剤溶出ステント（以下「DES」といいます）の付加価値税抜き上限価格が1ユニットあたり29,600ルピー（約450米ドル）に設定されました。この上限設定は、冠動脈ステントのサプライチェーン全般を通じて非常に高額で非倫理的な値上げが為されているため、インドにおける冠動脈ステントの価格が、不合理かつ法外で、一般消費者では購入できない価格となっている事実を踏まえてNPPAが実施したものです。過去には、インド共和国政府保健家族福祉省が、2016年7月19日付の公示をもって、「冠動脈ステント」を2015年国家必須医薬品リストに追加し、その後には、MoCFが、2016年12月21日付の公示をもって、2013年医薬品価格管理令（以下「2013年DPCO」といいます）の付属明細書Iを改正したため、「冠動脈ステント」は、2013年DPCOの定めに基づく「リスト掲載品」として分類されました。

また MoCF NPPA は、2017年2月20日付の官公庁覚書をもって、冠動脈ステントが特定の取引チャネル（すなわち、メーカー/輸入業者から最終消費者への販売チャネル）を介して取引される場合に適用される利益率（病院の取扱手数料を含む）も8%に固定しました。さらに NPPA は、冠動脈ステントの上限価格にもこの8%の利益率が適用される旨を明確にしました。



❖ インド最高裁は、「Voestalpine Schienen GmbH 対デリー・メトロ公社 Delhi Metro Rail Corporation Ltd.」事件<sup>5</sup>における2017年2月10日付の判決をもって、インド共和国政府が当事者である契約に起因する紛争においては、任命により、仲裁法の第7付属明細書に記載されている利益相反に関する指針に反することとならない限り、インド共和国政府の旧職員を、1996年インド共和国改正仲裁調停法（以下「**仲裁法**」といいます）に基づき裁定人として任命することができるという見解を示しました。

### 事件における事実関係

Voestalpine Schienen GmbH（以下「**Voestalpine**」といいます）は、認められた契約に基づき、デリー・メトロ公社（以下「**DMRC**」といいます）が選んだ裁定人から成る裁定人団の中から裁定人を指名しなければなりません。紛争発生後、DMRCは、インド共和国政府のさまざまな省庁またはインド共和国国有鉄道を含む公営事業体（以下「**PSU**」といいます）を退官した技師である5名の裁定人の名前を提示しました。仲裁手続のいずれかの当事者の従業員、相談役または顧問である者が裁定人を務めることを禁じている、仲裁法第7付属明細書第1条と合わせて読むべき仲裁法の条項12に照らして判断すると、DMRCが指名した者は不適格者であるとして、Voestalpineは、裁定人団の選択に対し異議を唱えました。

### インド最高裁の判決

インド最高裁は、インド共和国政府の省庁またはPSUを退官した技師がDMRCとは無関係な者である場合、これらの者が仲裁法の条項12(5)に基づき不適格者として取り扱われることはないため、これらの者がインド共和国政府、法定法人またはPSUを退官した者であることのみをもって、これらの者を（裁定人として）選ぶ行為が仲裁法の条項12(5)に反する行為となることはないという見解を示しました。判決は、裁定人の選択において考慮すべき利益相反の有無を判定する際にはすべてのインド共和国政府系事業体とPSUを1つの複合事業体としてみなすべきであるという主張を事実上退ける内容であったため、インド共和国政府が当事者である契約に起因する紛争においては、インド共和国政府系事業体が裁定人として指名した者が、該当する紛争の当事者であるインド共和国政府系事業体が直接雇用している職員ではない者である限り、民間当事者には、当該指名の手續に対し異議を唱える権利が付与されないこととなります。

❖ 2017年2月9日に、デリー高等裁判所（以下「**デリー高裁**」といいます）は、プット・オプションの行使に関する仲裁裁定に対する異議申立ての是非を争点とする「**Shakti Nath および その他関係者 対 Alpha Tiger Cyprus Investments**」事件<sup>6</sup>において、非居住者である投資家による裁定に基づく損害賠償請求は、該当契約のプット・オプションに関する条項に基づく権利の間接的な行使に相当しないという見解を示しました。

### 事実関係

外国企業2社（以下「**被告**」といいます）は、不動産セクターのインド企業に投資するため、特定の居住者企業（以下「**原告**」といいます）と、特に株主間契約（以下「**SHA**」といいます）を締結していました。SHAには、被告に有利な「プット・オプション」が定められており、被告は、この定めに基づき、一定の条件を満たせなかった原告に対し、「投資資本に、税引後投資資本内部利益率が19%となる利益を加えた額に相当する」価格で被告の株式を購入するよう要求できる権利を有していました。該当する紛争の発生をもって任命された仲裁廷は、原告がSHAに基づく義務を履行しなかった事実を認め、被告の損害を賠償するよう裁定しました。

デリー高裁での争点は、被告による裁定に基づく損害賠償請求がプット・オプションの行使（RBIが2014年7月15日に公表した通達（以下「**RBIの通達**」といいます）に定められている指針に違反することとなる行使）に相当するかどうかという点でした。RBIの通達には、居住者と非居住者の間での株式移転は、国際的に認められている方法で計算される価格により、非居住者である投資家はその出口価格について一定の利回りの保証を受けることはできないという基本原則に従い実施する必要があると定められていました。

### 判決

デリー高裁は、被告はプット・オプションを行使してSHAに反する行為に起因する損害の賠償を求めるかどうかを選択できたため、被告が、1872年インド共和国契約法の条項73に基づき、契約違反に起因する損害の賠償を求めることを選択した場合でも、RBIの通達に反するかどうかという問題は生じないという見解を示しました。

本件に関して留意しておくべき点は、この判決には仲裁裁定を重視するというインドの裁判所の姿勢が反映されており、この判決はプット・オプション条項を含む契約に基づく義務の違反を根拠に裁定された権利を行使することに対して裁判所が寛容的な立場であることを示しているという点です。

❖ インド共和国政府との契約に起因する紛争の裁定人として旧政府職員が任命されることに関する問題

❖ 非居住者が、1872年インド共和国契約法の条項73に基づき、契約違反に起因する損害の賠償を請求する行為はRBIの指針に反する行為ではないという見解

5 2017年度オンライン最高裁事件判例集の最高裁事件第172号

6 2016年度その他の諸請願（商事）第154号事件における2017年2月9日付判決（デリー高等裁判所）



**AZB & PARTNERS**  
ADVOCATES & SOLICITORS

❖  
VC Circle, 2017, 2016 & 2015 において  
Law Firm of the Year を受賞

❖  
Chambers Asia Pacific Awards, 2017 において  
Client Service Law Firm of the Year を受賞

❖  
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Q1, 2017 の  
M&A Announced League Table by Deal Count and Deal Value において  
1位を受賞

❖  
Mergermarket's Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, Q1, 2017 の  
India in the M&A Rankings by Deal Count and Deal Value において  
1位を受賞

❖  
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal rankings, Q1, 2017 の  
Indian M&A Announced League Table by Deal Completed by Value and Volume において  
1位を受賞  
Indian M&A Announced League Table by Deal Announced by Value において  
1位を受賞

❖  
Venture Intelligence League Table of Legal Advisors, Q1, 2017 の  
PE and M&A Rankings by Deal Count and Deal Value において  
1位を受賞

❖  
India Business Law Journal, 2016 & 2015 において  
Best Overall Law Firm of the Year を受賞

❖  
Legal Era Awards, 2016 において  
Best National Corporate Law Firm | Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

❖  
Deal Makers – Global Awards, 2016 において  
M&A Law Firm of the Year  
Private Equity Law Firm of the Year | Overall Law Firm of the Year を受賞

❖  
Corporate INTL, 2016 において  
M&A Law Firm of the Year  
Arbitration Law Firm of the Year | Commercial Dispute Resolution Law Firm of the Year  
Competition Law Firm of the Year を受賞

❖  
Bloomberg's Global M&A Legal rankings Full Year, 2016 の  
M&A Announced League Table by Deal Count において  
1位を受賞

❖  
Thomson Reuters' Emerging Market M&A Legal rankings Full Year, 2016 の  
Indian M&A Announced League Table by Deal Completed and Deal Announced において  
1位を受賞

❖  
Mergermarket's Global & Regional M&A League Tables of Legal Advisors, 2015 and 2016 の  
India in the M&A Rankings by Deal Count において  
1位を受賞

❖  
Venture Intelligence, 2016 の  
M&A Announced League Table by Deal Count において  
1位を受賞  
PE Announced League Table by Deal Count において  
1位を受賞

**免責事項**：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partnersは、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partnersから書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。